

かながわ消費者施策推進指針(改定案)に基づく令和7年度事業資料3-2

かながわ消費者施策推進指針(改定案)に基づく令和7年度事業資料3－2																						
基本方向・大柱			中柱		小柱		重点1「誰ひとり取り残さない消費者施策の展開」関連事業				重点2「デジタル社会に対応した消費者力の育成」関連事業				消費者教育の事業を実施する場							
基本方向			ア 消費者トラブルの未然防止と消費者の対応力向上		A 消費者トラブルの未然防止		高齢者	若者	障がい者	外国に つながる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高 等学校	大学・ 専修学校	地域	家庭	職域	事業 番号	事業名	事業詳細	令和7年度事業計画	担当課
基本方向1 消費者力の育成・強化 (消費者の対応力が向上した社会を実現するための取組み)			ア 消費者トラブルの未然防止と消費者の対応力向上		A 消費者トラブルの未然防止			●				●						A0001	幼稚園における消費者教育の土台の形成	幼稚園教育においては、幼稚園教育要領の「環境」領域を中心に、消費者教育につながる学びの芽生えを、遊びや生活体験を通じて育む。	・通年	子ども教育支援課
								●										A0002	小学生向け消費者教育資料等の提供	小学校 高学年向け消費者教育資料及びデジタル教材を提供する。	・随時	消費生活課
								●										A0003	中高生向け消費者教育資料等の発行	中学生用「STEP UP」、高校生用「JUMP UP」、教員用指導解説書「消費者教育サポートブック」の学校向け消費者教育資料を発行し、授業等で活用する。	・中学生用「STEP UP」 83,000部 ・高校生用「JUMP UP」 64,000部 ・教員用 指導解説書「消費者教育サポートブック」 3,000部 7月発行予定	消費生活課
								●				●						A2504	学校向け消費者教育教材の充実	県内の 中学校、 高等学校の授業で活用できるデジタル教材を作成し、成人になる 前に、消費者としての基礎知識や応用知識を身に着ける取組を充実させる。	・中学校・高等学校向けデジタル教材の作成事例動画等 ・中学校・高等学校向け応用編デジタル教材の作成 事例動画等	消費生活課
							●	●					●	●	●			A0005	契約のきりふだ（若者編・高齢者編）の発行	消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を活用する。 ＜「高齢者編」「若者編」を隔年で作成。＞	・「若者編」 30,000部作成	消費生活課
							●								●			A2506	フリーペーパーへの記事掲載	新聞折込等で配布されるフリーペーパーに、定期的に、消費生活センター等に消費生活相談が多く寄せられている悪質商法の手口や相談窓口の連絡先を掲載し、注意喚起を図る。	・年12回 1回あたりの発行部数 590,170部	消費生活課
							●	●	●					●	●	●	●	A0007	消費生活出前講座の実施	消費生活出前講座を実施する。	・年45回 ※県民からの申込みで実施するため、実施回数 は目安	消費生活課
							●	●	●		●			●	●	●		A0008	インターネット被害未然防止講座の実施	インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を実施する。	・出前型 年99回 ・募集型 年6回	消費生活課
																		A0009	私立学校向け消費者教育情報の提供	私立学校における消費者教育の進展に向けて、必要な情報を随時提供する。	・随時	私学振興課
								●	●	●	●		●		●	●	●	A0010	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における消費者教育の推進	学校教育においては、学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施する。	・通年	高校教育課・子ども教育支援課・特別支援教育課
							●										●	A0011	「悪質な訪問販売 撲滅！」キャンペーンの実施	「悪質な訪問販売」について、注意喚起を促すためのキャンペーンを県警などと連携して実施する。	・街頭キャンペーン 年6回	消費生活課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つ ながる人	重点2関連事業	保育園・幼 稚園	小中高等 学校	大学・ 専修学校	地域	家庭	職域	事業 番号	事業名	事業詳細	令和7年度事業計画	担当課
							●							A0012	サイバーセキュリティセミナー	情報セキュリティについての普及・啓発行事を開催する。	・年1回 ※開催方法は調整 予定	デジタル戦略本部 しつ 室
			●								●			A0013	「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行	県内の消費生活相談窓口などに寄せられた相談事例や国民生活センターから提供される啓発情報の中から、消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。 また、生協情報紙に概要を掲載したり、管轄地域の高齢化率が高い警察署にチラシを提供し、巡回連絡等での活用を図る。	・かながわ消費生活注意・警戒情報 月1回及び随時発行 ・生協情報紙 へ概要を掲載 月1回 ・警察署へ提供 月1回、随時	消費生活課
														A0014	災害などの非常事態における消費生活に関する知識と理解の促進	災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めるための普及啓発に取り組む。	・随時	消費生活課
														A0015	ホームページによる情報発信	消費者トラブルや商品事故等の未然防止に向けた注意喚起情報を発信する。	・随時	消費生活課
														A0016	SNS等による情報発信	X(旧Twitter)当により、「かながわ消費生活注意・警戒情報」、講座やイベント情報等をタイルリーに発信する	・X(旧Twitter) 週1回及び随時投稿	消費生活課
			●											A0017	青少年部門の相談機関との連携	青少年を対象とした一次総合相談窓口である「かながわ子ども・若者総合相談センター」と「かながわ中央消費生活センター」が連携し、若者が契約等に関する悩みを抱えた際に、相談しやすい環境づくりを進める。 子ども・若者育成支援推進法に基づく「神奈川県子ども・若者支援連携会議」において、成年年齢引下げによる若者の消費者トラブルについての啓発資料や相談窓口の案内を行い、子ども・若者支援に関する機関との連携を図る。	・相談機関との連携 随時 ・神奈川県子ども・若者支援連携会議 全体会議 年1回 地域ブロック会議 年5回(各ブロック1回)	消費生活課
							●							A0018	インターネット被害未然防止教材の提供	インターネットを介して発生する様々な消費者被害に対応するため、啓発用の動画、疑似体験ソフト、リーフレット等を提供する。	・随時	消費生活課
			●	●										A0019	関東甲信越ブロック共同キャンペーン（高齢者・若者）の実施	高齢者・若者の消費者被害を未然に防止するため、共同キャンペーンを実施する。	・高齢者 特別相談 9月実施 ・若者 特別相談 1月実施	消費生活課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つ な が る 人	重点2関連事業	保育園・幼 稚園	小中高等 学校	大学・ 専修学校	地域	家庭	職域	事業 番号	事業名	事業詳細	令和7年度事業計画	担当課
									●	●				B0006	ヤミ金融被害の未然防止	ヤミ金融の被害防止のため、県ホームページでの 情報提供や一都三県ヤミ金融被害防止合同キャン ペーン、若者向けヤミ金融被害防止啓発リーフ レット作成・配布、地域コミュニティ紙への広告 掲載による広報の実施、川崎競馬場ドリームビ ジョンでの広報の実施等での啓発活動を実施す る。 また、神奈川県ヤミ金融対策連絡会議（財務省関 東財務局横浜財務事務所、神奈川県警察本部、神 奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、日本貸金 業協会神奈川県支部及び県により構成）として 「ヤミ金融被害防止普及啓発チラシ」を作成し、 県とイオン株式会社並びに株式会社イトーヨーカ 堂との包括協定に基づき、県内イオン24店舗並 びにイトーヨーカドー26店舗においてチラシを 配布し、県民に対し広く啓発活動を行う。	・県ホームページ 随時 ・一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペン への参加 年2回 ・若年者 向けリーフレット配布 83,000人 ・地域コミュニティ紙への広告掲載 年1回 ・川崎競馬場ビジョン等における啓発動画の放 映・配信、X(旧Twitter)投稿 随時 ・ヤミ金融被害防止普及啓発チラシ印刷 17,000部	金融課
		C 消費者のトラブル 遭遇時の行動喚起	●								●			C0001	高齢者向け消費者ホットライン周知事業	消費者トラブルに巻き込まれた際に適切に対応で きるよう、消費者ホットライン188を啓発する グッズを作成し、出前講座やイベント等の機会を 通じて、高齢者に配布する。	・随時	消費生活課
						●								C0002	多言語による消費生活相談窓口案内	多言語版の消費生活相談窓口案内リーフレット や、訪日外国人向け相談窓口を紹介するホーム ページにより、外国人の消費者トラブルの未然防 止を図る。	・通年	消費生活課
						●								C0003	訪日観光客消費者ホットラインの周知	国民生活センターが開設している、訪日観光客向 けの消費者相談窓口（訪日観光客消費者ホットラ イン）を紹介する。	・県ホームページ 通年	消費生活課
														C0004	消費生活相談窓口の周知	多様な媒体を活用し、県内の消費生活相談窓口を 効果的に周知する。	・県ホームページ等 随時	消費生活課
		D 金融経済教育の情 報提供・学習支援	●	●	●				●	●	●	●	●	D0001	金融広報委員会と連携した金融経済教育	金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演 会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。	・随時	消費生活課
														D0002	県立高等学校・中等教育学校における シチズンシップ教育の取組	シチズンシップ教育の3領域のうち「経済に関す る教育」の一環として消費者教育に取り組む。	・通年	高校教育課
イ 消費者トラブル の未然防止に向けた 環境整備	E 消費生活に関する 情報の収集													E0001	PIO-NET等による消費生活相談情報の 収集・分析と提供	PIO-NETにより収集した相談情報を分析し、「消 費生活相談概要」などにより県民、市町村等に情 報提供する。また、市町村から緊急通報を収集 し、関係機関で共有する。	・消費生活相談概要 公表（令和7年7月頃） ・消費者トピック 公表（令和8年1月頃） ・相談統計速報 月1回 ・緊急通報 随時	消費生活課
														E0002	消費生活eモニターアンケート	消費生活に関する県民の意識を把握するため、イ ンターネットを利用して調査を実施する。	・年2回	消費生活課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つな がる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等 学校	大学・ 専門学校	地域	家庭	職域	事業 番号	事業名	事業詳細	令和7年度事業計画	担当課
		F見守り活動等を通じた消費者トラブルの未然防止の普及	●		●						●			F2501	高齢者等見守りネットワーク構築に係る支援	関係機関と連携し、高齢者、障がい者等を見守る消費者安全確保地域協議会の設置へ向けた市町村支援として、消費者庁が令和5年度に実施した「地方消費者行政に関する先進的モデル事業」を参考にした伴走支援や福祉部門等との調整を行う。	・研修会の実施 年2回 ・ヒアリング 年10回	消費生活課
			●								●			F0002	民生委員・児童委員による地域の見守り	一人暮らし高齢者世帯など地域住民に対して相談・支援活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援する。	・民生委員・児童委員研修 11回 ・新任研修 5回 ・会長部会長研修 4回 ・テーマ別研修 2回	地域福祉課
			●											F0003	老人クラブによる高齢者の見守り（友愛訪問等）	在宅の一人暮らしの高齢者等を訪問する友愛訪問活動、友愛サロンでの支え合い活動を支援する。	・友愛チームへの補助金の交付	高齢福祉課
			●											F0004	市町村による福祉サービスの提供に際しての高齢者の見守り	集合住宅等に生活援助員を派遣し、生活指導や相談等と併せて安否確認を実施する。 加えて、配食サービスを行う際に、高齢者の状況を定期的に把握し、見守りを実施する。	・市町村への地域支援事業交付金を活用した支援	高齢福祉課
			●		●									F0005	成年後見制度の利用支援	判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、地域で安心して自立した生活を送るために、「かながわ成年後見推進センター」を拠点に成年後見制度の利用を支援する。	・随時	地域福祉課
														F0006	事業者への理解促進	障がいについての正しい理解を促進するため、障がい者への接客対応が求められる企業等の社員研修の場に、障がい者などを講師として派遣するなど、研修をコーディネートする。また、企業等において障がい者に対する取組みの中心的な役割を担う人を「心のバリアフリー推進員」として養成する心のバリアフリー推進員養成研修を実施する。	・講師派遣 随時 ・心のバリアフリー推進員養成研修 4回	障害福祉課
		G消費者教育の担い手の育成・活動の支援		●					●					G0001	消費者教育教員研修	教員等を対象に、幅広い消費者問題に関する研修を実施する。	・7～8月頃実施	消費生活課
														G0002	消費生活相談員有資格者に向けての担い手育成研修	消費生活相談員有資格者を対象に、消費者問題に関する講座の実施に必要な知識や技能等を習得するための研修を実施する。	・年1回	消費生活課
														G0003	消費者教育推進連携・協働事業ポータルサイトの運営	消費者教育の担い手と消費者の学びの場を結びつける消費者教育のポータルサイトを運営する。	・随時	消費生活課
														G0004	消費者月間及びかながわ消費者週間における消費者団体等との連携	消費者月間及びかながわ消費者週間において、消費者団体やNPO等と連携し、啓発を行う。	・消費者月間 5月 ・かながわ消費者週間 10月第2土曜日から	消費生活課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つな がる人	重点2関連事業	保育園・幼 稚園	小中高等 学校	大学・ 専修学校	地域	家庭	職域	事業 番号	事業名	事業詳細	令和7年度事業計画	担当課
	ウ 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進	H エシカル消費の普及												G0005	消費者団体やNPO等による消費者教育に関する取組みの支援	消費者団体やNPO等が取り組んでいる消費者教育について、SNSを活用して広く県民に情報提供を行う。	・随時	消費生活課
											●			H0001	エシカル消費の普及	食品ロス、フェアトレード等のエシカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。	・随時	消費生活課
														H0002	リユース・リサイクル関連の取組み	県が認定するリサイクル製品について、県民への周知を図る。 また、リユースショップの認証（更新）により、リユース（再使用）の促進を図る。	・随時	資源循環推進課
														H0003	ワンウェイプラ削減関連の取組み	「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を通じて、ワンウェイプラ削減を進めていく。 また、ワンウェイプラの削減に取り組む事業者を支援する。	・ワンウェイプラ削減に係る情報発信 随時 ・ワンウェイプラ削減オンラインフォーラム 年1回（1月頃）	資源循環推進課
														H0004	食品ロス関連の取組み	神奈川県食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロスの削減に向けて、事業者や事業者団体への普及啓発を図る。	・随時	資源循環推進課
基本方向2 消費者トラブルへの対応と被害の救済 （消費者トラブルをなくするための取組み）	ア かながわ中央消費生活センターにおける相談対応	I 消費生活相談の実施												I0001	消費生活相談の実施	複雑・多様化する消費者問題に対応し消費者の被害を救済するため、電話やメールなどで消費生活相談を実施する。 また、多様な媒体を通じて、県内の消費生活相談窓口の効果的な周知を行う。	・電話相談・対面相談・メール相談 通年 ・各種啓発物への案内掲載 随時	消費生活課
			●	●										I0002	関東甲信越ブロック共同キャンペーンによる高齢者・若者被害特別相談	消費者被害の救済と未然防止を図ることを目的に、関東甲信越ブロック共同キャンペーンの一環として、高齢者被害特別相談、若者被害特別相談を実施する。	・高齢者 被害特別相談 年1回（3日間） ・若者 被害特別相談 年1回（2日間）	消費生活課
					●									I0003	遠隔手話通訳サービスを利用した相談	タブレット端末等によるテレビ電話機能を活用し、来所された聴覚障がい者と相談員とのコミュニケーションを支援する。	・随時	消費生活課
														I2504	ワンストップ弁護士相談	法的な支援が必要な相談者を、消費者問題に詳しい弁護士に直接つなぐ、ワンストップの無料弁護士相談を実施する。	・年24～30回	消費生活課
						●								I0005	多言語支援センターとの連携	日本語に不慣れな外国籍県民の方などに対する消費生活相談に適切に対応するため、多言語支援センターとの連携を推進する。	・随時	消費生活課
		J あらゆる消費生活相談に対応できる人材の育成												J0001	相談対応チーム制による相談対応力向上の取組み	職員と相談員で構成する相談対応チームにより、チームリーダーを中心に新人相談員の支援、情報交換、困難事案についての検討等を行い、複雑化・高度化する相談への対応力向上を図る。	・随時	消費生活課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国につながる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等学校	大学・専門学校	地域	家庭	職域	事業番号	事業名	事業詳細	令和7年度事業計画	担当課
			●	●	●	●								J0002	契約弱者に配慮した相談対応研修	高齢者、障がい者等の特性に配慮した相談対応を図るため、福祉関係機関等と連携した研修を実施する。また、消費生活出前講座の講師となる相談員等に対する研修を実施する。	・年2回	消費生活課
														J0003	生活再建支援相談対応研修	多重債務者問題の背景や債務整理等の基礎的・発展的知識を学ぶことで、相談窓口の強化を図り、より適切な相談窓口につなげることができる人材を育成するため、研修会を実施する。	・年1回	消費生活課
														J0004	県相談員へのモニタリング実施による資質向上の取組み	相談員に対し、外部の専門機関が相談対応研修を行い、モニタリングを実施した上で、県消費生活センターの課題等を県に報告する。また、チームリーダーのスキルアップを目的とした研修を実施する。	・年1回	消費生活課
														J0005	消費生活相談員等の国民生活センター等への研修派遣	職員・相談員の専門知識習得を図るため、国民生活センター等が実施する研修会に派遣する。	・年19回（延べ40人）	消費生活課
														J0091	相談事例の法的解説資料の作成	県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、消費生活相談に活用する。	・年1回	消費生活課
														J0092	消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施（県分）	相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要な実践的な人材育成研修を実施する。また、職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修を実施する。	・相談員等への人材育成研修 年8回 ・職員への研修 年9回	消費生活課
														J0093	新規課題対応研修（県分）	消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。	・年6回	消費生活課
														J0094	専門性向上の取組み	消費生活相談の専門性向上のための検討を行い、実施結果について市町村へ共有する。	・報告書作成・共有 4テーマ	消費生活課
		K 専門的な知見の収集・相談の実施												K0001	多重債務相談の実施	多重債務者等生活再建が必要な人を支援するため、専門の窓口や福祉等の関係機関と連携し多重債務相談を実施する。	・年13回（県3回・市町10回）	消費生活課
														K0002	神奈川県多重債務者対策協議会の開催	多重債務者問題に係る喫緊の課題について、協議・検討をすることを目的に設置している。令和3年度以降は、法改正等必要に応じて開催することとし、引き続き構成団体とは活動実績や取り組み等の情報共有を実施していく。	・年1回	消費生活課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つ ひと ながる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等学校	大学・ 専門学校	地域	家庭	職域	事業 番号	事業名	事業詳細	令和7年度事業計画	担当課
														Q0002	「悪質な訪問販売 撲滅！ かながわ宣言」 宣言団体等との取組み	「宣言」に係る取組みを着実に推進するとともに、宣言団体による自主的な取組みを促進する。 また、「宣言」に係る取組みの効果検証を図る。 さらに、「悪質な訪問販売 撲滅」の機運を高めるため、啓発グッズを作成したうえで、キャンペーンを実施する。	・新たな宣言団体の加入に向けた検討及び調整 ・宣言団体の加入事業者に対する研修等（再掲） ・啓発チラシ等の作成（県警と連名で作成）、県警及び宣言団体等を通じて配布 ・啓発グッズの作成	消費生活課
														Q0003	事業者団体との連携	事業者団体の懇談会、意見交換会等に消費生活相談員や職員が参加し、消費者保護の観点から事業者との連携を推進する。	・随時	消費生活課
		R 法令に基づく健全な事業者運営の指導												R0001	消費生活協同組合の適正運営の指導	県内消費生活協同組合の運営、会計状況を調査し、店舗や施設の運営状況を把握することで、組合の適正運営を指導する。	・立ち入りけんさ（公認会計士帯同）7 組合 ・巡回 指導調査 随時	消費生活課
														R0002	前払式特定取引業者に対する立入検査の実施	前払式特定取引業者に対し、経営状況、財務状況や前受金の保全状況等を把握するため、立入検査を実施する。	・立入検査（公認会計士帯同）2 法人	消費生活課
ウ 商品やサービスの安全・安心の確保	S 商品やサービスの安全・安心に関する情報収集、提供													S0001	商品テスト分析の実施	消費生活相談で提起された商品等からテーマを選定し、各研究機関と連携して商品テストを実施する。 商品の持つ特性による取扱い上の注意事項などについて、消費者へ注意喚起や情報提供を行う。	・商品テスト実施 年1 回	消費生活課
														S0002	消費者安全法に基づく事業者調査	消費者被害の発生、拡大を防ぐため、消費者庁等と連携し、事業者に対し、消費者安全法に基づく報告徴収、立入調査を行う。	・随時	消費生活課
														S0003	重大事故情報等の収集・提供	商品、サービスに係る事故等の情報をホームページ等により市町村や消費者に情報提供する。また、消費者安全法に基づき、消費生活相談窓口に寄せられた重大事故情報等の国への通知を行う。	・随時	消費生活課
														S0004	消費生活用製品安全法に基づく立ち入りけんさによる指導	市町村と連携し、消費生活用製品安全法に基づく販売業者への立入検査を実施する。	・随時	消費生活課
														S0005	生活関連商品の価格動向の調査と需給に関する緊急対策	国や知事が指定する物資等について、買占めや売り惜しみをしていると認められた場合には、国や関係機関と連携し、価格動向や供給の調査、売渡の指示・命令、立入検査等を行う。	・随時	消費生活課
T 適正な表示の推進														T0001	景品表示法に係る事業者指導等の実施	事業者による不当表示に対し指導等を実施する。	・随時	消費生活課
														T0002	不当表示防止のための対策の実施	景品表示法違反の根拠を得るため、違反のある商品に対し、外部機関による成分検査等を行う。	・随時	消費生活課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国に つ ながる人	重点2関連事業	保育園・幼 稚園	小中高等 学校	大学・ 専門学校	地域	家庭	職域	事業 番号	事業名	事業詳細	令和7年度事業計画	担当課
														T0003	食品表示の監視指導の実施	食品営業施設への立入調査時に、アレルギー物質、食品添加物当の食品表示の監視指導を実施し、違反を発見した場合には適正表示を指導するなど必要な措置を行う。	・（立入調査時）食品表示の監視指導 随時	生活衛生課
														T0004	栄養表示等の普及啓発	健康増進に資するよう制度の普及に努める。その上で、食品事業者が表示を行うに当たっての相談を行う。	・情報 提供 随時 ・相談 随時	健康増進課
														T0005	適正な食品表示のための啓発事業	食品表示について、食品関連事業者自らが責任と自覚をもって適正に行うよう、関係機関や団体と連携して啓発を図る。	・食品関連事業者 向け食品表示 に関する関係法令の説明 随時 ・食品 衛生責任者 講習 会	生活衛生課
		U 食の安全・安心に関する消費者の理解促進												U0001	かながわ食育出前講座の実施	「食品の栄養表示」等に関する出前講座を実施する。	・年1～2回	健康増進課
														U0002	リスクコミュニケーションの推進	県民に食の安全・安心に関する情報提供、啓発活動、行政、食品関連事業者などとの意見交換やグループ協議等を行い、リスクコミュニケーションを推進する。	・食の安全・安心に関する県民向けの講座の実施 随時 ・食の安全・安心に関するリーフレットの作成、配布、ホームページ掲載	生活衛生課
基本方向4 「オールかながわ」による消費者施策の推進 （消費者施策を幅広く展開するための取組み）	ア 関係団体や市町村の取組みの支援	V 市町村の消費生活相談員の人材の確保、資質の向上												V0001	相談員実務研修の実施	市町村において相談員として採用後概ね2年以内の者に対し、かながわ中央消費生活センターでの受入研修を実施する。	・研修 1回	消費生活課
														V0002	消費生活相談員有資格者名簿等による情報提供	消費生活相談員有資格者名簿を作成し、市町村へ情報提供する。	・随時	消費生活課
														V0091	相談事例の法的解説資料の提供	県内の新手、悪質な相談等について、弁護士による解説資料を作成し、市町村に提供する。（年1回）	※実施回数については小柱Jの（県分）に含まれます。	消費生活課
														V0092	消費生活相談員、行政職員に対する人材育成研修の実施（市町村分）	相談員や相談員有資格者に対し、相談窓口で必要となる実践的な人材育成研修を実施する。 また、職員に対し、消費生活行政を担う上で業務上不可欠な知識を習得するための研修を実施する。	※実施回数については小柱Jの（県分）に含まれます。	消費生活課
														V0093	新規課題対応研修（市町村分）	消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の行政職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。（6回）	※実施回数については小柱Jの（県分）に含まれます。	消費生活課
														V0094	専門性向上の取組み結果の提供	消費生活相談の専門性向上のための事例検討や学習を行い、取組みの成果を市町村へ共有する。	※実施回数については小柱Jの（県分）に含まれます。	消費生活課
	W 市町村の実情に応じたサポート													W0001	市町村に対する啓発資料等の提供	市町村の消費生活相談窓口が、消費者教育の拠点としての役割を果たせるよう、県作成の啓発資料等を提供する。	・随時	消費生活課

基本方向・大柱	中柱	小柱	高齢者	若者	障がい者	外国について ながる人	重点2関連事業	保育園・幼稚園	小中高等学校	大学・ 専修学校	地域	家庭	職域	事業番号	事業名	事業詳細	令和7年度事業計画	担当課
														W0002	消費生活相談員等巡回訪問	市町村から依頼を受けて県の相談員等を派遣する などし助言を行うとともに、定期的に市町村相談窓口を巡回することで、各市町村の取組状況や課題を直接確認し、情報共有を図ったうえで、必要な支援を行う。	・県内19市町	消費生活課
														W0003	指定消費生活相談員等による市町村支援	政令市を除く6地域に指定消費生活相談員を配置し、行政職員とともに市町村の職員及び相談員に対し、電話等により消費生活相談の処理方法等について助言する。	・随時	消費生活課
														W0095	専門家による法律・技術・精神保健福祉分野の助言（市町村分）	消費生活相談に適切に対応するため、法律、技術分野など専門性の高い相談に対し、専門家から必要なアドバイスを受ける。 消費生活相談における対応困難事案について、相談員が精神保健福祉士に相談し助言を得る。	※実施回数については小柱Kの（県分）に含まれます。	消費生活課
		X 補助金の交付												X0001	消費者行政強化事業費補助金等の交付	市町村の消費生活相談体制整備や、市町村が実施する消費者行政推進のための取組み等に対し、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、補助金を交付する。	・県内9市町に対して推進事業費補助金を交付（補助率10/10） ・県内13市町に対して強化事業費補助金を交付（補助率10/10または1/2）	消費生活課
イ 関係団体や市町村との連携	Y 関係団体や市町村との情報共有・連携の充実													Y0001	適格消費者団体等との連携	適格消費者団体が適切に役割を果たすことができるよう、差止請求事案に関する意見交換を行うとともに、交付金を活用した財政面での支援を行う。	・情報提供 随時 ・適格消費者団体との意見交換会 年1回 ・補助金の交付	消費生活課
														Y0002	消費生活相談担当者会議の開催	市町村の消費生活相談担当者との会議を開催し、情報の共有等を図る。	・地区回 年16回（4地区で4回ずつ） ・弁護士が参加する全体回 年4回（合計20回）	消費生活課
														Y0003	市町村消費生活行政担当課長会議の開催	県からの情報提供（県消費生活課の予算及び事業、相談情報等）、意見交換等	・会議開催 年1回	消費生活課
														Y0004	消費者問題懇談会の開催	弁護士会と県・市町村との、消費者問題に係る懇談会を開催する。	・懇談会開催 年2回	消費生活課

推進体制（他の分野の施策との連携）※事業計画策定時に未記載の計画を追記した上で改めて各課に確認資料3-2

	がいよう 概要	かんけい さんとうか 関係先担当課
かんきょう ほんけい かいかく 環境基本計画	ほんけん かんきょう せいさく すいしん うえ きほんてき けいかく へいせい ねんさくてい げんこう けいかく へいせい ねん 度から令和7年度までが計画期間。 じゅうてん しさく もくひょう たっせいじょうきょう た しさく じっせき およ かんきょう しひょう まいねんどはあく うえ しさく しんちよくじょうきょう 重点施策の目標の達成状況、他の施策の実績 及び環境指標 を毎年度把握の上、施策の進捗状況を ひょうか けんしょう ねん しさく とう みなお 評価、検証し、5年ごとに施策等を見直す（※）。 れいわ ねんど しさく とう みなお おこな よてい しんがた えいきょう ふ げんこう しさく じっし ※令和2年度に施策等を見直しを行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、現行の施策の実施 きかん れいわ ねんど えんちよう 期間を令和5年度まで延長する。 しさく ないよう ＜施策の内容＞ しさく ぶんや かながわ きょうどう れんけい じんざい いくせい きょうどう れんけい すいしん かんきょう 「施策の分野3 神奈川のチカラとの協働・連携」の「ア 人材の育成と協働・連携の推進」の「環境学 がくしゅう きょういく すいしん きばん もと じぎょう じっし しょうひしやきょういく いちづ こ 習 ・教育の推進と基盤づくり」に基づき事業を実施。（「消費者教育」について位置付けあり：「個 じん しょうひこうどう かんきょう けいざい おお えいきょう しょうひしやみずか かんきょう あた えいきょう はいりょ こうどう 人の消費行動が環境や経済に大きく影響することから、消費者自らが環境に与える影響に配慮し、行動 できるよう消費者教育 と環境教育 との連携を推進）」	かんきょう ぶか 環境課
だい じ かながわけ 第4次神奈川 県食育推進計 画	ほんけん しょういくすいしん ほうこうせい もくひょう さだ けん と く しょうごうてき ちゅうきでき もくひょうおよ しさく ほうこう しめ 本県の食育推進の方向性、目標を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにする計画として平 いせい ねんさくてい げんざい けいかく れいわ ねんど れいわ ねんど けいかくきかん 成20年策定。現在の計画は第4次計画で、令和5年度から令和9年度までが計画期間。 しさく ないよう ＜施策の内容＞ しょうがい つう しんしん けんこう ささ しょういく すいしん じごく かのう しょう ささ しょういく すいしん 「（1）生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「（2）持続可能な食を支える食育の推進」の きほん ほうしん そ たいけい しょういく きほんてき しさく もと じぎょう じっし しょうひせいかつ かん じょ 2つの基本方針に沿って体系づけた「食育の基本的施策」に基づき事業を実施。（「消費生活に関する情 うほうていきょう いちづ しょうひせいかつじょうほうし しょう かん じょうほう けいさいとう 報提供」について位置付けあり：消費生活情報誌への食に関する情報の掲載等）	A しょうひしや 消費者トラ ブルの未然防 止
かながわ しょく 食の 安全・安心の 確保の推進に 関する指針	しょう あんぜん あんしん かくほ すいしん あ ほんけん と く しょうごうてき ちゅうきでき もくひょうおよ しさく ほうこう しめ 食の安全・安心の確保の推進に当たり、本県が取り組む総合的かつ中期的な目標及び施策の方向を示す さくてい れいわ ねん だいい しょう ねんど れいわ ねんど さくてい ため策定。令和7年3月に第6次指針（令和7年度から令和11年度まで）策定。 まいねんど こうどうけいかく さくてい しんちよくじょうきょうほうこく てんけん おこな 毎年度、行動計画を策定し、進捗状況報告により点検を行っている。 しさく ないよう ＜施策の内容＞ だい じ ししん かん そうご りかい しさく ほうこう そ とりく もと じ 第6次指針：「◎リスクに関する相互理解(リスクコミュニケーション)」などの「施策の方向に沿った取組み」に基づき事 ぎょう じっし しょう あんぜん あんしん かん じょうほうはっしんとう いちづ でまえ こうざ とう しょう かん 業を実施。（「食の安全・安心に関する情報発信」等について位置付けあり：出前講座等による食に関す じょうほうていきょうとう る情報提供等）	せいかつ えいせい いか 生活衛生課
かながわ こと わ子ども も・若者支援 指針	ほんけん せいしょうねん しさく きほん ししん きほん もくひょう ぐたいてき しさく すいしんたいせいとう しょうごうてき たいけいてき 本県の青少年施策の基本となる指針として、基本目標、具体的施策、推進体制等を総合的かつ体系的に さだ へいせい ねん さくてい へいせい ねんおよ ねん かいてい 定めたもので、平成17年に「かながわ青少年育成指針」として策定し、平成22年及び28年に改定。この こ わかもの しゃからかんきょう おお へんか ふ こ わかもの しさく たび、子ども・若者をとりまく社会環境が大きく変化していることを踏まえ、子ども・若者施策のより いっそう すいしん はか めいしょう こ わかものしえん ししん めいしょう あらた れいわ ねん がつ か 一層の推進を図るため、名称を「かながわ子ども・若者支援指針」に名称を改め、令和5年3月に改 いてい 定。 まいねんど ししん いちづ じぎょう よくねんど けいかく ちょうさ けっか かながわけん こ せいしょうねん 毎年度、指針に位置付けのある事業の翌年度の計画を調査し、結果を「神奈川県子ども・青少年みらい ほんぶ ちじ ちょう ちょうないそしき せいしょうねんしょうごうたいさくぶかい きょうゆう こ わかものは 本部（知事を長とする庁内組織）青少年総合対策部会」において共有するとともに、「子ども・若者白 くしょ とうねんど じっし けっか と 書」として当年度の実施結果を取りまとめている。 しさく ないよう ＜施策の内容＞ しさく ほうこう こ わかもの けんこう あんしんあんぜん かくほ しさく ほうこう きゅうげき しんてん じょうほうかしゃかい 「施策の方向3 子ども・若者の健康と安心安全の確保」、「施策の方向14急激に進展する情報化社会 たいおう しさく ほうこう こ わかもの せいちょう ささ ゆた ちいき しゃかい ほうこう もと への対応」「施策の方向15 子ども・若者の成長を支える豊かな地域社会づくり」などの方向に基づき じぎょう じっし しょうひしやきょういく いちづ がっこう せいねんねんれいひきさ ともな しょうひしやきょうい 事業を実施。（「消費者教育」について位置付けあり：「学校における成年年齢引下げに伴う消費者教育 きんせん きんゆうきょういく すいしん や、金銭・金融教育」の推進）	せいしょうねんか 青少年課
かながわけん しょうひん 神奈川県食品 ロス削減計画	ほんけん しょうひん さくげん しょうごうてき けいかくてき すいしん れいわ かながわけん しょうひん さくげん 本県における食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年「神奈川県食品ロス削減 すいしんけいかく さくてい げんこう けいかく ねんど ねんど ねんかん 推進計画」として策定。現行の計画は2022年度から2030年度までの9年間。 ほんけい かい さい すいしん ちやくじつ しょうしん まいねんど もくひょう たっせいじょうきょうおよ しさく じっし じょうきょう 本計画に記載した施策を着実に推進するため、毎年度、目標の達成状況 及び施策の実施状況について はあく けっか けん けん こうほうばいたいとう りよう ひろ けんみん たい こうほう 把握するとともに、その結果を県ホームペー ジや県の広報媒体等を利用して、広く県民に対して広報 おこな を行う。 しさく ないよう ＜施策の内容＞ しょうひしや む ふきゅうけいはっ じぎょうしゃ とりくみ たい しえん せんしんてき とりくみ しゅうしゅう じょうほうていきょう 「消費者に向けた普及啓発」「事業者の取組に対する支援」「先進的な取組などの収集 や情報提供」 みりよう しょうひん ていきょう かつどう かつどうとう そくしん もと じぎょう じっし しょうひしやきょういく 「未利用食品を提供する活動（フードバンク活動等）の促進」に基づき事業を実施。（「消費者教育」に いちづ きょういくおよ がくしゅう しんこう ふきゅうけいはつとう すいしん ついて位置付けあり：「教育及び学習の振興・普及啓発等」の推進）	しげんじゅんかんすいしんか 資源循環推進 課

さんこう じぎょうばんごう めいめい
【参考】事業番号の命名のルール

じぎょうばんごう も じ すう じ けた あらわ
事業番号は、アルファベット1文字と数字4桁で表しています。
れい
例)

① ② ③

A 25 91

じぎょう い ち こばしら さ
① アルファベットは、その事業が位置づく小柱（A～Y）を指します。

すう じ ひだり けた じぎょう は じ じ き あらわ
② 数字のうち、左の2桁は、その事業を始めた時期を表します。

かいていししん まえ ねん ど いぜん は じ じぎょう
00 改定指針より前（2024年度以前）に始めた事業

かいていししん たいしょうきかん じぎょう は じ ねん ど せいれき しも けた
25～29 改定指針の対象期間で、事業を始めた年度（西暦）の下2桁

すう じ みぎ けた じぎょう せいり ばんごう
③ 数字のうち、右の2桁は、事業を整理するための番号です。

じぎょう せいり こばしら ばんごう つ
01～89 事業を整理するため、小柱ごとに01から番号を付けています。

おな じぎょう ふくすう こばしら い ち ひつよう ばあい ばんごう
91～99 同じ事業を複数の小柱に位置づける必要がある場合は、番号を91

たいおう じぎょう おな ばんごう つ たと
～99とし、対応する事業に同じ番号を付けています。（例えば、

おな じぎょう い ち づ ばあい
KとVに同じ事業を位置付けている場合は、K0091とV0091などの
き さい
ように記載しています。）

00、90 けつばん
欠番